

議会だより 第1号



第2回6月定例会

平成25年第2回定例会が6月11日の1日間の会期で開催され、報告2件、専決処分事項の承認2件、条例改正1件、25年度各会計補正予算2件、諮問1件などが提案され、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

また、議員発議として「道州制導入反対に関する意見書について」も原案どおり可決され、内閣総理大臣等へ意見書を提出することになりました。

一般質問には、1名の議員が登壇し、執行部への考えを質しました。

《村長諸般の報告》

○水上村選挙管理委員会委員の交代について

中村正邦氏（宮田）より椎葉鋭一郎氏（里坊）へ交代（5月17日付）
○地域密着型介護老人施設の募集について

5月31日～6月21日まで公募

○宮田地区分譲地について

坪単価13,500円、1区画当たり約180万円にて分譲予定（4区画）

○水上村役場女性職員11名による「女性消防隊」発足について

今後は消防団の後方支援活動に当たる。（6月1日付）

○平成25年度人吉球磨管内の主軸事業について

本村関連の予算として、農林・土木・市房ダム関係に12億8,000万円の予算が配分された。

《教育長諸般の報告》

○城南地区中学生女子ソフトボール大会優勝について

4月21日に八代市において開催され、水上中が4年ぶり7度目の優勝を飾った。



人事案件

○人権擁護委員候補者の推薦について
岩井田恵美子さん（神揚）についての諮問（再推薦）があり、諮問のとおり賛成しました。

条例

○水上村一般住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
旧古屋敷保育所前の一般住宅古屋敷団地払い下げのため、一般住宅から削除するものです。

報告

○平成24年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
○平成24年度水上村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

その他

○専決処分事項の承認を求めることについて（水上村税条例の一部を改正する条例）
○専決処分事項の承認を求めることについて（水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
○議員派遣の件について

○継続審査申出書について

意見書

○道州制導入反対に関する意見書について

議員発議として、同意見書が内閣総理大臣等へ提出されました。

予算

○平成25年度水上村一般会計補正予算（第一号）

歳入歳出予算の総額に1,600万円を追加し、総額を26億3,600万円とするものです。

歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の補正、人吉市役所に事務局を置く人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会への負担金20万円、舟石地区の簡易給水施設整備工事690万円、JAK



まいチゴ部会が事業主体となり施設整備を行う「くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金」866万円、利用されない木材を活用して燃料にする「総合エネルギー計画モデル地域支援事業補助金」として上球磨地区林業振興推進協議会への補助

一般質問



那須 正弘 議員

古屋敷小水力発電稼働状況について

問 現在までの稼働状況、実績効果、費用対効果等、また、今後の開発計画、推進方法等の考えは。

答 村長 費用は、契約金額で431万円、現在、LEDライト10ワット、3個を設置して、今後どの程度の発電ができるか実証を進める。平成25年度に古屋敷に防災センターの開設を計画しており、そこでの補助電源、又

金375万円を追加計上しました。
○平成25年度水上村簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

歳入歳出予算の総額に14万円を追加し、総額は4,944万円となりました。

は街路灯、防犯灯、誘導灯については、今後調査する。また、本年度、熊本企業局が事業主体となって魚帰川の水量調査などを実施することになった。

問 この事業の業者の採用方法、審査委員会のメンバー構成、施工実績等は。

答 田島企画観光課長 選定方法は、プロポーザル方式（公募による提案）で行い、公募の期間は平成24年11月21日から12月10日まで、公募の方法は県のほうで小水力発電研究会への周知、水上村のホームページで公募。2社の応募があり、12月19日に審査委員会により決定した。メンバーは副村長、企画観光課長、建設課長、県企業局工務課長、市房ダム管理所長の5名。契約業者は、NPO法人の熊本温暖化センターで、幾つかの実績がある。



古屋敷地区水道水の今後の販売計画・推進方法

問 無償提供による、普及、販路の拡大方法の考えは。

答 村長 庁内にプロジェクトチームを設置し、平成24年12月に調査報告書をまとめた。水工場などの施設整備には、膨大な事業費が必要になるため、委託による水の製造を行い、村内外でのイベントで水上村の宣伝戦略の一つとして利用する。

職員等の通勤における公務災害の適用について

問 村が認定した居住地以外からの通勤で発生した交通事故等は、公務災害の適用外と思うが、教育長の場合、居住地は岩野であるが、実際は人吉市の自宅からの通勤では。

答 教育長 質問のとおり、ほとんど人吉市の自宅から通勤している。

問 教育基本法では、現住所を必ずしも所在する市町村に置かなくても良いと明記してある事から、人吉の自宅へ転居された方がよいのでは。

答 教育長 村長と協議して、検討する。

発達障害児の対応について

問 保護者から転校の相談があったと思うが、なぜ転校がかなわなかったのか。学校教育法施行令には「保護者の申し立てにより、その指定した学校に変更することが出来る」とあるが。

答 教育長 相談を受けた保護者からは、3月頃に現在通学している学校への在学申請がなされ、これを教育委員会で認可した。その後、転校の申し出があったが、転校先の学校にはその子に対応できる支援学級が開設されておらず無理であった。開設するには県との協議（教師の派遣等）などに時間がかかる。

要望 今後、教育委員会・保護者のかたと協議いただき検討をお願いしたい。



戸籍の発行申請について

問 戸籍関係書類の法的な保存年限は。また、代理人申請の場合の確認方法は。

答 那須住民福祉課長 住民基本台帳に記載されてる方以外の方が窓口に来られた場合は、委任状による交付で、運転免許証等で確認している。保存年限は戸籍法により3年となっている。

問 代理人申請で保険金等が絡む場合、必ず本人確認（電話等）をするべきでは。

答 村長 民事局長の通達によると、委任状については、特別な事情がない場合には、確認しなくても差し支えないとされている。法務局あるいは民事局あたりの凡例等と照合しながら検討する。

編集後記

長かった梅雨もようやく明け、いよいよ夏本番を迎えました。先祖供養などを行う「お盆」ももうすぐそこです。

思います。今後はご意見、ご要望にも耳を傾けながら、より良い「議会だより」の編集に努めてまいりますので、よろしく願います。

小野 頼年

6月の定例会において、議会に「広報特別委員会」が設置されました。今後は「広報みずかみ」に「議会だより」として議会の内容を、年4回（3月・6月・9月・12月の定例会ごと）掲載いたします。掲載する記事、内容など初めての試みで、大変難しい面もありますが、村民の皆さまに議会の内容を分かりやすく伝えていきたいと



広報特別委員会

委員長

小野 頼年

副委員長

米本 宗徳

委員

荒嶽 晋

米良 哲